

東日本大震災に係る平成26年3月以降の対応について

○協会における3月以降の一部負担金等の免除及び健診・保健指導の費用の還付の取扱い

免除・還付の対象	24/9/30	25/2/28	26/2/28	3/1 3/31	4/1	27/2/28	3/31	備 考
一部負担金等 (療養費を除く。)	原発事故関係			原発事故関係				健康保険法の規定により、保険者判断で実施可能 ※療養費の本人負担分、食費・居住費の本人負担分の免除は、特例法による措置であり、平成24年2月末で終了
	住居の全半壊等							
健診・保健指導の費用	原発事故関係			原発事故関係				国からの協力要請により実施
	住居の全半壊等							

- ① 一部負担金等については、原発事故に伴う警戒区域等の被災者について、平成27年2月末まで免除を継続。

※原発事故に伴う警戒区域等の被災者のうち、既に避難指示が解除されている地域の上位所得者については、平成26年10月以降の受診分は国庫補助の対象とならないが、平成27年2月までは一律に免除対象とすることとしている。

※その他の被災者（住居の全半壊等）に係る一部負担金等の免除措置は、平成24年9月末で終了している。

- ② 健診・保健指導の費用の還付の取扱いについては、原発事故に伴う警戒区域等の被災者について、平成26年度中の受診者を対象に取扱いを継続。

※原発事故に伴う警戒区域等の被災者のうち、既に避難指示が解除されている地域の上位所得者については、平成26年10月以降の受診分は国庫補助の対象とならないが、一部負担金の免除と同様、平成26年度中の受診者について一律に還付対象とすることとしている。

※その他の被災者（住居の全半壊等）については、平成24年度中の受診者までで終了している。